

平成24年(ワ)第206号,第543号
柏崎刈羽原子力発電所運転差止め請求事件
原告 吉田隆介 外189名
被告 東京電力株式会社

準備書面(19)要旨

平成25年12月16日

新潟地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 猪俣啓介

シビアアクシデントにおける人的作業の現実的可能性

1 はじめに

被告のシビアアクシデント(以下、「SA」という。)対策が全く不十分であることは、訴状や準備書面で述べてきた。また、被告がいくらSA対策を講じたところで、それを実際に現場で判断して実施するのは現場の作業員であり、生身の人間である。また、警察、消防、自衛隊に救助を求めるとしても、彼らは決して原発の専門的知識は有しておらず、その為の訓練も受けていないのであるから、被告従業員に代わって専門的かつ複雑な作業を行うことはできない。したがって、SAにおいて、現場の作業員達が自らの身を守る為に原発から退避するようなことがあれば、被告が事前にどのような対策を講じていてもそれを実施することができず、その後の被害拡大は免れない。

2 原発事故と被ばく労働

平成23年3月から平成24年4月までの間、福島第一原発では、3417人の被告作業員、1万8217人の協力会社作業員が事故の収束作業に従事した。このうち、電離放射線障害防止規則(以下、「電離則」という。)の特則に関する省令によって定められる線量上限の250mSvを超える被ばくした作業員が6人、女性に関する被ばく上限を超えた女性作業員が2人いた。また、被告の作業員の146人、協力会社の作業員21人がそれぞれ100mSvを超える線量を被ばくした。そして、同期間の、被告の作業員の平均被ばく線量は24.77mSv、協力会社の作業員の被ばく線量は9.53mSvにも及ぶ。このように、福島第一原発事故においては、線量管理及び放射線防護策が極めて不十分だったこともあって、現場に残った多くの作業員が高線量の被ばくをして、深刻な健康被害が生じることが強く懸念される。

また、現在も、福島第一原発で働く現場の作業員は、非常に苛酷な労働環境に置かれている。

ある作業員は、通気性の悪い防護服や全面マスクをつけて、熱中症で意識を失いそうになりながらも、倒れこむ寸前まで作業に従事しなければならなかった。また、原発作業員の被ばく線量の上限は、5年間で100 mSvであるため、多くの下請会社は年間20 mSv以下で管理しているが、それを超えると作業員は原発で働けなくなり、上限を超えた作業員ばかりでは仕事が取れない。そのため、下請会社の中では作業員の線量計を鉛カバーで覆わせて被ばく線量が上がらないように強要するなどの被ばく隠しが行われることもあった。また、短期雇用で被ばく線量の高い作業ばかり転々とさせた後、被ばく線量の上限が近づくと突然解雇するといういわゆる高線量要員の問題も深刻である。

遠隔操作やロボットでできる作業には自ずと限界があり、結局最後は人が放射線量の高い原子炉建屋内での作業に従事しなければならない。しかし、現在、福島第一原発では、作業員は、安い給料で、危険手当も出ず、いつ解雇されるかわからない使い捨てのような状況に置かれている。このような苛酷な労働環境下で、ベテラン作業員はもとより、事故収束に必要な人材など集まるはずがない。柏崎刈羽原発でも一度原発事故が起きれば、現場の作業員が同様の労働環境に置かれることは想像に難くない。

3 SAにおいて、現場の作業員に対し、被ばく労働を強制できないこと

被告は福島第一原発事故において、事故の被害拡大を防ぐことよりも、従業員の身の安全を優先した結果、数十名の作業員を残して、同原発を放棄した。

SAにおいて、被告が現場の作業員に対して、高線量被ばくの危険があるにもかかわらず、原発からの退避を禁じ、作業に従事させることは法的も倫理的にも許されない。

まず、電離則は、緊急作業時における放射線業務従事者の被ばく限度を定めているに過ぎず、被告が、現場の従業員の意思に反して、高放射線量下で作業に従事させることを許容するものではない。

また、労働契約において、万一の時に労働者に危険労働に従事してもらわなければならないのであれば、予めその危険性及び発生リスク等について正確に伝えて、文書等によって同意を得ることが必要不可欠である。また、実際の事故対応として、使用者が個々の任務の重要性・緊急性を正しく判断することは必須であって、SAにおいて使用者にパワーハラスメントに問われない超法規的な特権が認められているわけではないから、労働者を必要以上の危険にさらしたり、作業を強制したりすることはできない。

したがって、SAにおいて、被告が被告社員を労働契約で定めた上限を超えて

被ばく労働に従事させることができないことは勿論、たとえ、労働契約で定めた被ばく線量の上限を超えずとも、生きるか死ぬかの極限状況で、被告が労働契約の存在をたてにして、作業員の意思に反して被ばく労働に従事させることは許されない。

4 まとめ

結局のところ、被告がいくら物的に SA 対策を講じたとしても、それを現場において実施するのが生身の人間である。そして、被告が SA において、作業員に、自らの命を犠牲にしても作業に従事することを法的にも倫理的にも強制できない以上、作業員の勇気や気概に頼るほかない。しかし、福島第一原発事故によって放射線の恐怖が公知された現在、現場の作業員が、生きるか死ぬかの極限状況で、作業に従事してくれる保証などどこにもない。柏崎刈羽原発で原発事故が起きた場合に、作業員に福島第一原発事故以上の事故対応を期待することも、そのための人材を確保することも困難である。現場の作業員が自らの命を守るために、原発から退避すれば、事前の対策は無駄になり、その後の被害拡大は免れない。

よって、このような被告の脆弱な SA 対策によって、原発の安全性が確保することなどそもそもあり得ず、柏崎刈羽原発の再稼働は決して許されるべきではない。

以上